

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和5年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食品品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙・	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	5	59 (4)	5		3	17 (6)	1	7 (1)	12 (3)	1	1	54 (41)
50m ³ /日 未満	330	884	33	32		27 (9)		7	157 (9)	69	13	168 (41)
計	335	943 (4)	38	32	3	44 (15)	1	14 (1)	169 (12)	70	14	222 (82)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真 現像業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道処理施設・ 尿処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7 (2)	85	37	9		10		9 (7)		437 (2)	9 (2)	768 (68)
50m ³ /日 未満	7	2,518	127	447 (7)	246 (13)	4	855	70 (37)	14 (1)	552 (2)	32 (10)	6,592 (129)
計	14 (2)	2,603	164	456 (7)	246 (13)	14	855	79 (44)	14 (1)	989 (4)	41 (12)	7,360 (197)

注1 () は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く